* **この運営規程は参考例です。各事業所の状況に併せて適宜変更してご利用ください。四角で囲んだ部分については必ず各事業所用に修正又は削除が必要です。また、見出しに★印のついた条項は必ず記載が必要ですので、ご留意ください。**

グループホーム△△△△運営規程

　（事業の目的）★

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会が開設するグループホーム△△△△（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである介護サービス包括型共同生活援助（以下、「共同生活援助事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供することを目的とする。

　（運営の方針）★

第２条　事業所は、共同生活援助を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

２　事業所は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

３　共同生活援助の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　前３項のほか、川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第３８号）及び川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年規則第２６号）（第４条第１項において「条例等」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

共同生活住居の定員には、サテライト型住居の定員は含まない。

　（事業所の名称等）★

第３条　事業所の名称等は、次のとおりとする。

　⑴　名　称　グループホーム△△△△

事業所の入居定員は「共同生活住居＋サテライト型住居」の合計。

　⑵　所在地　○○市○○町○○－○○

　⑶　入居定員　１７人

２　事業所は３（←箇所数を記載）の共同生活住居を有するものとし、その名称及び所在地は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同生活住居の名称 | 所在地 | 入居定員 |
| ○○○ホームＡ | ○○市○○町○○番地 | ６人 |
| ○○○ホームＢ | ○○市○○町○○番地 | ５人 |
| ○○○ホームＣ | ○○市○○町○○番地 | ６人 |

３　事業所は３（←箇所数を記載）のサテライト型住居を有するものとし、その名称等は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サテライト型住居の名称 | 所在地 | 本体住居の名称 |
| ○○○ホームサテライト１ | ○○市○○町○○番地 | ○○○ホームＡ |
| ○○○ホームサテライト２ | ○○市○○町○○番地 | ○○○ホームＡ |
| ○○○ホームサテライト３ | ○○市○○町○○番地 | ○○○ホームＣ |

　（従業者の職種、員数及び職務内容）★

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、条例等で定め基準を下回らない範囲で変動することがある。

　（１）管理者　　１名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

　（２）サービス管理責任者　　１名（常勤職員）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

その他の職種の従業者がいる場合は、適宜記載してください。

　（３）世話人　　５名

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

　（４）生活支援員　　３名

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うものとする。

　（共同生活援助を提供する主たる対象者）★

第５条　事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）知的障害者

（２）精神障害者

（３）身体障害者

（４）厚生労働大臣が定める難病患者等

　（共同生活援助の内容）

第６条　事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

２　事業所は、一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められるものに対し、定員の範囲内で前項に掲げるサービスを提供することができる。

　（利用者から受領する費用の額等）★

第７条　共同生活援助を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

２　事業所は、前項の支払を受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、別表に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

４　第１項及び第２項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第１項については受領証）を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

　（入居に当たっての留意事項）★

第８条　利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

（１）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

（２）火気の取り扱いに注意すること。

（３）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（４）その他管理上必要な指示に従うこと。

　（緊急時等の対応）

第９条　共同生活援助の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

　（苦情解決）

第１０条　事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

　（非常災害対策）★

第１１条　事業所は、非常災害等に関する具体的な計画をたて、非常災害等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、消火器の設置等に努めるものとする。

　（虐待の防止のための措置に関する事項）★

第１２条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待防止委員会の年１回以上の開催

　（その他運営についての留意点）★

第１３条　事業者は、適切な共同生活援助が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　　採用後３か月以内

（２）継続研修　　　年２回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

３　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

４　事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から５年間保存するものとする。

　（委任）

第１４条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人△△会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則には、運営規程の変更があるごとに、施行日を追記してください。（過去の施行日は、上書きせずに残してください。）

　　　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 共同生活住居名 | 家賃 | 光熱水費 | 食材料費 | 日用品費 |
| ○○○ホームＡ |  |  |  |  |
| ○○○ホームＢ |  |  |  |  |
| ○○○ホームＣ |  |  |  |  |
| ○○○ホームサテライト１ |  |  |  |  |
| ○○○ホームサテライト２ |  |  |  |  |
| ○○○ホームサテライト３ |  |  |  |  |